

科学的助言等対応委員会運営要綱

〔 令和 3 年 1 2 月 2 4 日
日本学術会議第 3 2 0 回幹事会決定 〕

(設置)

第 1 科学的助言等対応委員会（以下「委員会」という。）は、日本学術会議会則第 2 5 条第 1 項に基づく委員会として幹事会に附置する。

(任務)

第 2 委員会は、「意思の表出等の作成手続について」（令和 3 年 1 2 月 2 4 日日本学術会議第 3 2 0 回幹事会決定）の規定に基づき、以下の事項について対応する。

- (1) 部、委員会、分科会又は若手アカデミーが作成する意思の表出の案について助言すること
- (2) 勧告、答申、要望、声明、提言又は回答の案を査読すること
- (3) 見解の案を審議し、承認すること
- (4) 部、委員会（分野別委員会を除く。）又は若手アカデミーが作成する報告の案を審議し、承認すること
- (5) 勧告、要望、声明、提言又は見解に関する事後的な評価の報告を受けること

(組織)

第 3 委員長は、日本学術会議会則第 5 条第 2 号に規定する職務を行う副会長とし、委員会は、委員長のほか、以下の者をもって組織する。

- (1) 各部の副部長
- (2) 各部の幹事のうち当該部の部長が指名する者
- (3) 会員又は連携会員から 9 名（人文科学を中心とする科学の分野、生命科学を中心とする科学の分野並びに理学及び工学を中心とする科学の分野からそれぞれ 3 名）

2 委員長が必要と認める場合には、分野別委員会委員長その他の者（会員又は連携会員でない者を含む）の参画を求めることができる。

(設置期限)

第 4 委員会は、令和 5 年 9 月 3 0 日まで置かれるものとする。

(庶務)

第 5 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局総合企画調査推進チームにおいて処理する。

(雑則)

第6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則（令和3年12月24日日本学術会議第320回幹事会決定）

この決定は、日本学術会議会則の一部を改正する規則（令和3年日本学術会議規則第1号）の施行の日（令和4年1月1日）から施行する。